の一部を改正する件厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数1及び機能評価係数1

○厚生労働省告示第四百五十六号

生労働省告示第百六十五号)の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月一日から適用する。大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数1及び機能評価係数1(平成二十四年厚三号)別表4かららまで及び2の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)第一号ただし書並びに厚生労働大臣

平成ニナ六年十一月ニナヘ日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第三中「		北海道	市立小樽病院		0.0599	0. 0397	
		北海道	小樽市立脳・循環器・こころの医療センター		0.0970	0.0520	J
<i>≯</i> % ┌	北海道	小樽市立	 病院	0. 0731	0.0441	U \$4 .0 .0	` °
	(削除)	(削除)		(削除)	(削除)	一に改める。	